

山梨県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要領

1 趣旨

山梨県では、地域に密着した地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、県民主体の地球温暖化防止に関する普及啓発等を行う山梨県地球温暖化防止活動推進センター（以下「温暖化防止センター」という。）を指定しています。

現在の指定期間が令和2年3月末日で終了するため、引き続き、民間活力を導入し、効果的な事業推進を図るため、公募により温暖化防止センターの指定を希望する団体を募集します。

2 指定団体数と指定期間

(1) 指定団体数

1団体

(2) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

※法第38条第5項により、指定期間内であっても指定を取り消すことがあります。

3 応募要件

応募できる団体は、「地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人」であって、次のいずれの要件も満たすものとします。

(1) 県内に主たる事務所を有すること。

(2) 令和元年12月末現在、地球温暖化防止に係る活動歴が1年以上あること。

（任意団体が法人化した場合は、任意団体の活動期間を含む）

(3) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体でないこと。

(4) 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(5) 特定の公職にある者又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。

4 応募方法

(1) 募集期間

令和2年1月27日（月）から 令和2年2月10日（月）まで

（郵送の場合は、当日消印有効）

(2) 提出書類

次のア～オの書類。なお、提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。

ア 山梨県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別添様式1）

なお、上記申請書には、次の書類を添付してください。

<添付書類>・定款又は寄付行為

- ・登記簿謄本
- ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ・貸借対照表（2年分）
- ・収支計算書（2年分）
- ・正味財産増減計算書（2年分）
- ・財産目録

注）法人設立後2年を経過していないため、収支計算書等の財務書類が2年分添付できない場合は、それに準じた書類（任意団体時の収支計算書等）を添付してください。

イ 事業計画書（任意様式／別添様式2）

5年間の事業計画書を別添様式2により、提出してください。

ウ 事業企画書（別添様式3-1, 2, 3）

令和2年度に温暖化防止センターとして実施する自主事業について、実施可能な範囲で提案してください。

なお、提案事業数は複数あって構いません。

エ 活動実績報告書（任意様式）

任意団体としての活動を含む過去2年間の活動実績を記載したもの。

（他の団体と協力して行った事業や貴団体が持っているネットワークについては必ず記載してください。）

オ 団体状況確認書（別添様式4）

(3) 提出部数

各2部（ただし、登記簿謄本は1部原本、1部コピーで可。）

(4) 提出方法

下記あてに、直接提出又は郵送（郵送の場合は書留に限ります。）により提出してください。なお、FAX、電子メールでの応募は受け付けません。

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号
 山梨県エネルギー局エネルギー政策課省エネ・温暖化対策担当
 電 話 055-223-1506

(5) その他

ア 提出書類に不備がある場合は、提出期限を定めて再提出や追加書類の提出を求める場合があります。この場合、期限までに提出されないときは、応募を無効としますのでご了承ください。

イ 提出書類は、山梨県情報公開条例に基づき、原則として公開されます。

5 応募団体の審査・評価

山梨県地球温暖化防止活動推進センターの設置運営に係る民間団体の選考委員会（以下「選考委員会」という）において、応募団体の適性や事業計画書等を審査・評価します。

(1) 評価項目と配点

下表のとおり。

【評価項目と配点】

NO.	評価項目	評価の観点	配点
1	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止センターとしての事業活動に必要な人員体制であるか。 ・温暖化防止センターの拠点となる事務所の確保が可能であるか。 ・他団体や行政と協力して活動できるネットワークを構築していく能力を有しているか。 ・経理、会計事務処理や委託事業報告書作成などの事務処理能力を有しているか。 	20点
2	財務基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の均衡が図られているか。 ・温暖化防止センターを運営する上で、国庫補助金等以外に寄付金、会費収入などの財源の確保が可能であるか。 	10点
3	活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・現在までの地球温暖化活動防止に関する活動について、実績を有しているか。 ・現在の活動は、広域的・継続的に実施されているか。 ・今後、効果的かつ広域的な地球温暖化防止活動を実施していく上で、必要な企画力、説明能力、行動力を有しているか。 	20点

4	事業実施 ・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止センターに求められる役割（法 38 条に規定される事項含む）を考慮した事業であるか。 ・組織体制及び活動実績に鑑みて、提案又は企画する事業に実現可能性があるか。 ・事業の内容及び効果に対し、事業の予算規模は適正であるか。 ・提案又は企画する事業は、主体、地域及び世代など県内全域を考慮したものであるか。 ・先進的かつ独自性のある事業であるか。 ・事業の実施により、地球温暖化防止の効果が継続的に見込まれるか。 	50 点
合 計		100 点	

(2) ヒアリングの実施

必要に応じて、選考委員会が応募団体に対してヒアリングを実施する場合がありますので、代表者又は担当者が出席のうえ、提出書類等の説明をお願いします。

なお、具体的な日程については、募集期間終了後、応募団体あて連絡します。

6 団体の指定

選考委員会の審査・評価を参考に、山梨県が温暖化防止センターを指定します。

7 指定後の報告

温暖化防止センターは、法令に基づき、毎年度事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を、毎年度事業終了後 3 ヶ月以内に事業報告書及び収支決算書を県へ提出しなければなりません。

8 事業に係る経費

温暖化防止センターの活動に要する費用は、指定団体が負担します。ただし、温暖化防止センターとして国や県等から地球温暖化防止活動に関する広報・啓発事業等を受託した場合には、委託費等が支払われます。

〈参考〉

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第 38 条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

(2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

(3) 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

(4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

(5) 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする事。

(6) 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第 1 項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる事業又は同項第 6 号に掲げる事業（同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第 1 項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（抄）

(指定の申請)

第6条 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下、「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法第24条第2項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- (5) 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(名称等の変更)

第7条 地域センターは、前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 地域センターは、前条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

(欠格事由)

第8条 地域センターは、法第24条第6項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年を経過していない者を同条第2項第2号、第3号又は第6号（同項第2号又は第3号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

(都道府県知事等への報告等)

第9条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第24条第1項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

2 地域センターは、毎年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る地域センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。